

諮問第130号

諮問第百三十号

第五次犯罪被害者等基本計画（令和八年三月十七日閣議決定）の趣旨に鑑み、犯罪被害者等の公判前整理手続への関与、被害者参加制度の対象犯罪、犯罪被害者等による公判手続等の傍聴並びに告訴及び告発に関する規律の在り方について、御意見を賜りたい。